

緊急開催決定！！9月末までに消費税対応を急ごう！

改正目前！消費税改正 実務対応セミナー



平成 25 年度 中小企業施策のご紹介

消費税改正はまだ先だからとお考えではありませんか？

平成 26 年 4 月から予定されております消費税の負担に対応するには、実は今年平成 25 年 9 月末までにしなければならないことが多くあります。

また、9 月末までに対応するには、実は「今」必要なことがあるのです。

このセミナーでは

- ①平成 25 年現在における消費税の仕組み
- ②知らないうちに損をしているかもしれないこと
- ③平成 26 年改正について必要なこと
- ④知らなきゃ損する 経過措置と対応

消費税は売上だけではなく、支払うものにも消費税はかかっています。また、経過措置には、土木建設業にかかる請負、ソフトウェアの請負、保守管理契約、ガス代、割賦販売等その取扱いが複雑なものが多くあります。

今回、税理士法人 N E X T の所長が皆様にわかりやすく解説いたします。



税理士法人 NEXT
所長 一川 明弘

日時・会場 2013 年 7 月 26 日(金)

第 1 部 16:00~17:00 第 2 部 17:00~17:30

岐阜グランドホテル 月の間 受付 15:30~
岐阜市長良 648 TEL: 058-233-1111

定員 100 名

内容

第 1 部：改正目前！消費税改正実務対応セミナー

16:00~17:00 講師：所長 一川明弘

第 2 部：平成 25 年度 中小企業施策のご紹介

17:00~17:30 講師：チーフアドバイザー 馬淵智幸

◆ 知っておきたい消費税率改正への対応策 ◆

消費税率改正の概要解説

消費税率アップの負担増について

企業がとるべき対応策の
実務上のポイント

参加費 1,000 円/お一人様 (顧問先様無料)

お申込みはこのまま FAX を！ 058-275-3556

ご住所：

貴社名：

ご参加者名：

TEL：

ご参加者名：

FAX：

記入頂いた情報や、弊所が行うセミナー・相談会、その他の情報のご提供以外の目的には使用致しません。弊所は個人情報保護法その他の関係法令及びガイドライン等を遵守しております。

主催：税理士法人 NEXT

岐阜市本荘中ノ町 1-1 (事務局：中間・奥村)

TEL058-275-3555/FAX058-275-3556



税理士法人 NEXT